

国選弁護報酬に関する意見書

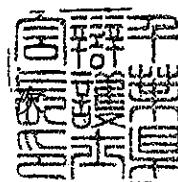
平成23年8月29日

日本司法支援センター 理事長 殿

日本司法支援センター千葉地方事務所 地方事務所長 殿

日本司法支援センター千葉地方事務所松戸支部 支部長 殿

千葉県弁護士会 会長 木 村 龍



意見の趣旨

- 1 国選弁護報酬における特別成果加算報酬の算定に際しては、被疑事実以外の余罪に関する被害弁償等についても算定対象としなければならない。
- 2 国選弁護報酬及び費用の算定に関し不服申立がなされた場合、報酬等の金額に関し不利益変更をしてはならない。

意見の理由

第1 本意見に至った経緯

- 1 本意見は、日本司法支援センター千葉地方事務所松戸支部（以下、「センター」という。）が、平成23年1月27日付けでした国選弁護人報酬及び費用の通知（以下、「本件通知」という。）について、千葉県弁護士会（松戸支部）所属の弁護士（以下、「当会所属弁護士」という。）が不服申立を行ったことに端を発する。本件に関する事実経過の概略は、以下のとおりである。
平成23年1月27日、センターは、当会所属弁護士が国選弁護人を務めた建造物損壊被疑事件（以下、「本件事件」という。）について、基礎報酬を86,400円、特別成果加算報酬を36,000円とする本件通知をした。
元々、本件事件は、被疑事実こそ建物のガラス4枚の損壊を内容とする建造物損壊1件であったが（以下、同建造物の所有者を「A」、同建造物の占有者を「B」）

という。)、それ以外に、同建造物内の動産(同動産を所有していたのはBである。)、同建造物の敷地内に駐車していた自動車(以下、同自動車の所有者を「C」という。)も、被疑者の行為により損壊していた。そこで、当会所属弁護士は、被疑事実そのものにかかる被害のみならず、それ以外の被害(動産及び自動車の被害)についても、各被害者と交渉した。そして、当会所属弁護士は、A及びBとの間では示談を成立させ、Cとの間でも一部被害弁償を行った。その結果、被疑者は起訴されることなく、処分保留により釈放された。

このように、当会所属弁護士はA、B、Cの3名と交渉し、相応の結果を獲得した。ところが、本件通知は、特別成果加算報酬の対象として、建造物所有者A及び建造物占有者Bとの間で成立した示談しか考慮せず、Cに対する被害弁償を全く考慮しなかった。

そこで、当会所属弁護士は、Cに対する被害弁償を評価しなかった点を不服として、本件通知に対し不服申立を行った。

これに対し、センターは、Cが被疑事実にかかる被害者でないことから算定対象としない旨の回答を行った。

のみならず、センターは、当会所属弁護士が不服申立を行っていないA及びBとの間の示談についても、再審査した。そして、センターは、本件ではBとの間で示談が成立したと認めることができないとして、当初の特別成果加算報酬36,000円を24,000円に減額した。

これに対し、当会所属弁護士は、再度不服申立を行ったが、当該減額の点も含め、センターの算定が変わることはなかった。

第2 意見の趣旨第1項についての理由

1 上記第1からも明らかなどおり、センターは、Cに対する被害弁償について特別成果加算報酬算定の対象としなかった。そして、その理由は、Cが被疑事実にかかる被害者でなかった(つまり、余罪の被害者であった)点にあった。

しかし、かかる措置は不当である。

そもそも、検察官が被疑者に対する処分を決するにあたり、被疑事実そのもののみならず余罪の内容等も考慮されるのが、一般的な取扱である。そして、本件事件においても、検察官から、当会所属弁護士に対し、被疑事実以外の被害(つ

まり、建造物内の動産及び自動車の被害)についても示談を進めて欲しい旨の打診があったという。

かかる事情に鑑みれば、仮に、Cに対し被害弁償がなされなければ、被疑者に對し何らかの処分がなされたことも、十分に想定される。そうであれば、当会所属弁護士が、Cに対しても示談の申し入れ等を行ったことは、国選弁護人としての職務上当然のことである。

そして、当会所属弁護士は、A及びBに対してのみならず、Cに対しても被害弁償を行い、その職責を全うした。それにもかかわらず、センターは、Cに対する被害弁償の事実を、特別成果加算報酬算定の対象としなかった。

このように、センターが、被疑事実にかかる被害者であるか否かにより、特別成果加算報酬の有無を形式的に判断したことは、実際の弁護活動を無視するものであり、不合理である。

2 この点に関し、「国選弁護人の事務に関する契約約款」の別紙「報酬及び費用の算定基準」別表G 1番号3ないし6には、特別成果加算報酬算定の対象となる活動に関し、「被疑事実に係る被害に関して」との留保が付けられている。

しかし、例えば、本件事件のように「被疑事実に係る被害」とその他の被害とが密接に関連している場合、「被疑事実に係る被害」の文言を柔軟に解釈し、特別成果加算報酬を算定することも十分に可能なはずである。弁護士が、「被疑事実に係る被害」と余罪にかかる被害とが密接に関連する事実を、疎明資料をもつて示すのであれば、余罪に係る被害も特別成果加算報酬の対象としたとしても、特段の問題は存在しないと言える。

また、仮に、上記のような柔軟な解釈が出来ないのであれば、直ちに「報酬及び費用の算定基準」そのものが改められなければならない。

仮に、余罪に関する示談等が特別成果加算報酬の対象とならないのであれば、積極的に示談交渉を行わないばかりか、余罪については全く手を付けない弁護士すら出てくる可能性もある。そうなれば、被疑者のみならず被害者にも不利益が生じかねない。その意味でも、センターの報酬算定基準が改められる必要があることは、明らかである。

3 以上の理由から、当会は、意見の趣旨第1項の実現を強く求める。

第3 意見の趣旨第2項について

1 上記第1のとおり、センターは、当会所属弁護士が行った不服申立について、不服申立が行われていない部分（Bとの間で成立した示談）について、特別成果加算報酬額を減額している。

しかし、かかる措置は不当である。

そもそも、報酬及び費用に対する不服申立制度は、センターの報酬等に関する判断に関し、弁護士の不服申立に関する権利を保障した制度である。かかる制度趣旨からすれば、幅広く不服申立の途が開かれていなければならないことは、当然である。

しかしながら、不服申立に対し現実に不利益変更が行われると、それ以後、不服申立を行おうとする弁護士に対し、萎縮効果が生じる。すなわち、たとえ報酬等の金額に不服があったとしても、弁護士は、不利益変更をおそれて不服申立を躊躇せざるを得なくなる。そうなると、弁護士の「権利」を保障したはずの不服申立制度は、有名無実化してしまう。

加えて、不利益変更が可能となると、不服申立をした事実に対し、懲罰的意味合いをもって不利益変更が利用されるおそれも否定できない。

2 この点に関し、「報酬及び費用の算定基準」には、不利益変更を禁止する規定は見当たらない。

しかしながら、不利益変更禁止の原則は、民事訴訟法、刑事訴訟法ともに掲げられており、不服申立における当然の法理である。

したがって、国選弁護報酬等の算定にあたっても、不服申立に対する不利益変更禁止の原則が貫徹されなければならない。

3 以上の理由により、当会は、意見の趣旨第2項の実現を強く求める。

以上